

総社市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月1日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第31号

総社市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

総社市建築基準法施行細則（平成17年総社市規則第151号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(確認申請書の添付図書)</p> <p>第3条 法第6条第1項の規定による確認の申請書（以下「確認申請書」という。）には、省令で定めるもののほか、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、<u>建築主事又は建築副主事</u>（以下「<u>建築主事等</u>」という。）が必要と認める図書</p> <p>(名義変更等)</p> <p>第5条 建築主は、法第6条第1項（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用される場合を含む。）又は法第6条の2第1項（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用される場合を含む。）の規定により確認済証の交付を受けた建築物、建築設備又は工作物について、当該工事を完了する前に次の各号のいずれかに該当する変更等があったときは、名義変更等届を<u>建築主事等</u>又は指定確認検査機関に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(確認申請書の添付図書)</p> <p>第3条 法第6条第1項の規定による確認の申請書（以下「確認申請書」という。）には、省令で定めるもののほか、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、<u>建築主事</u>が必要と認める図書</p> <p>(名義変更等)</p> <p>第5条 建築主は、法第6条第1項（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用される場合を含む。）又は法第6条の2第1項（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用される場合を含む。）の規定により確認済証の交付を受けた建築物、建築設備又は工作物について、当該工事を完了する前に次の各号のいずれかに該当する変更等があったときは、名義変更等届を<u>建築主事</u>又は指定確認検査機関に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p>

改正後	改正前
<p>(取りやめ届等)</p> <p>第6条 法第6条第1項(法第87条第1項, 法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用される場合を含む。)又は法第6条の2第1項(法第87条第1項, 法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用される場合を含む。)の規定による確認済証の交付を受けた者は, 当該確認済証の交付を受けた建築物, 建築設備又は工作物の工事を取りやめたときは, 遅滞なく工事取りやめ届に確認済証を添えて<u>建築主事等</u>又は指定確認検査機関に提出しなければならない。</p> <p>2 法, 政令, 省令, 県条例又はこの規則により申請をした者は, 当該申請に係る確認, 許可等の処分を受ける前に当該申請を取り下げるときは, 申請取下書を市長又は<u>建築主事等</u>に提出しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(工事監理状況の報告)</p> <p>第23条 工事監理者等は, 法第12条第5項の規定により<u>市長</u>, <u>建築主事等</u>又は<u>建築監視員</u>から建築物に関する工事監理の状況に関して報告を求められたときは, 工事監理状況報告書を提出しなければならない。</p>	<p>(取りやめ届等)</p> <p>第6条 法第6条第1項(法第87条第1項, 法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用される場合を含む。)又は法第6条の2第1項(法第87条第1項, 法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用される場合を含む。)の規定による確認済証の交付を受けた者は, 当該確認済証の交付を受けた建築物, 建築設備又は工作物の工事を取りやめたときは, 遅滞なく工事取りやめ届に確認済証を添えて<u>建築主事</u>又は指定確認検査機関に提出しなければならない。</p> <p>2 法, 政令, 省令, 県条例又はこの規則により申請をした者は, 当該申請に係る確認, 許可等の処分を受ける前に当該申請を取り下げるときは, 申請取下書を市長又は<u>建築主事</u>に提出しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(工事監理状況の報告)</p> <p>第23条 工事監理者等は, 法第12条第5項の規定により建築主事等から建築物に関する工事監理の状況に関して報告を求められたときは, 工事監理状況報告書を提出しなければならない。</p>

附 則

この規則は, 令和6年11月1日から施行する。